障がい者手帳の交付

身体障害者手帳

問い合わせ先 福祉課
TEL (232) 4913 FAX (232) 4923

◆身体障害者手帳について

身体障害者手帳は、身体に障がいのある方が、各種の公的なサービスを受けるために必要となるものです。

身体障害者手帳には、障がいの程度により重い方から順に1級から6級までの等級の区分があります。等級は、熊本県などにより指定された医師の意見を参考にして熊本県知事が決定し交付します。手帳の交付には申請が必要です。申請書・診断書は福祉課にあります。

診断書は、病院で記入していただきますが、診断書作成料は、自己負担となります。

障がいの種別

- 視覚障がい
- 聴覚障がい
- 平衡機能障がい
- 音声・言語障がい
- そしゃく機能障がい
- 肢体不自由
- 心臓機能障がい
- じん臓機能障がい
- 呼吸器機能障がい
- ぼうこう・直腸機能障がい
- 小腸機能障がい
- 免疫機能障がい
- 肝臓機能障がい

◆身体障害者手帳が交付されるまで （交付まで2か月ほどかかります）

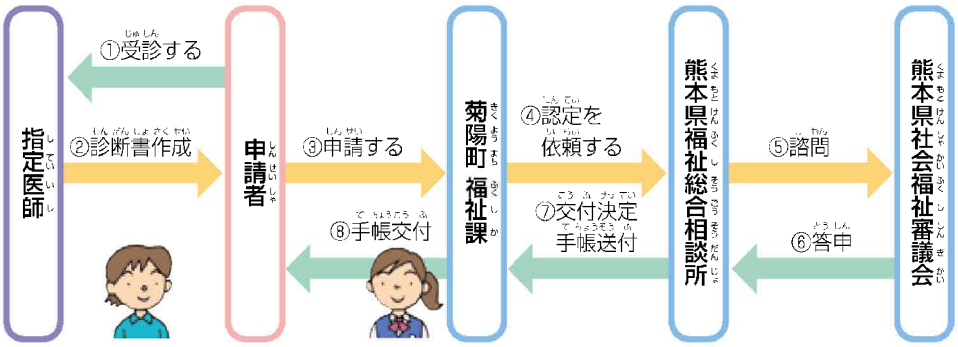

- **再認定**：障がいの程度に変化が予想される方に対しては、熊本県から再認定を受けるように通知されます。

※住所・氏名、障がいの程度や内容等に変更があった場合、手帳を紛失・破損した場合、死亡された場合は福祉課で手続きが必要になります。

申請に必要なもの

- 申請書
- 指定医師の診断書（様式は福祉課にあります）
- 写真（たて4cm×よこ3cm、脱帽の上半身を写したもの。1年以内のもの）
- 個人番号が確認できるもの（マイナンバーカードなど）



療育手帳

問い合わせ先 福祉課
TEL (232) 4913 FAX (232) 4923

◆療育手帳について

療育手帳は、各種の援助や相談を受けやすくするため、一般的知的機能が平均よりも低く、同時に適応行動に障がいを伴う状態で、それが18歳までに現れた方に対して、熊本県知事から交付されるものです。療育手帳には障がいの程度により、A1（最重度）・A2（重度）・B1（中度）・B2（軽度）の区分があります。手帳の交付には申請が必要です。申請書は福祉課にあります。

なお、熊本県福祉総合相談所で判定を受けていただくことが必要となります。

◆療育手帳が交付されるまで （交付まで2か月から6か月ほどかかります）

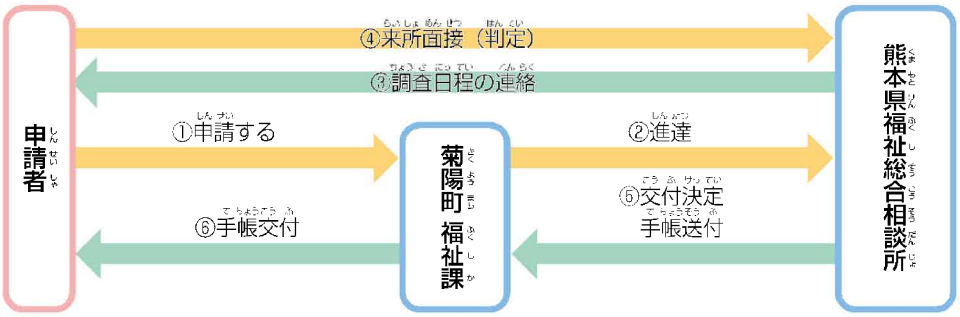

●**再判定**：療育手帳には「次の判定年度」が記載されています。「次の判定年度」の年度末が手帳の有効期限ですので、再判定を受ける必要があります。
「次の判定年度」の4月から1月までに再判定申請をしてください。

※住所・氏名、障がいの程度や内容等に変更があった場合、手帳を紛失・破損した場合、死亡された場合は福祉課で手続きが必要になります。

申請に必要なもの

●申請書 ●写真（たて4cm×よこ3cm、脱帽の上半身を写したもの）
●個人番号が確認できるもの（マイナンバーカードなど）

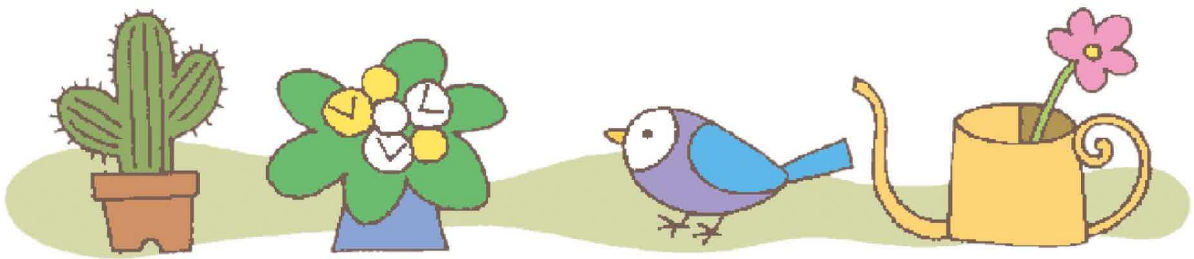

障がい者手帳の交付

精神障害者保健福祉手帳

問い合わせ先 福祉課
TEL (232) 4913 FAX (232) 4923

◆精神障害者保健福祉手帳について

精神疾患を有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方の申請に基づいて熊本県知事から交付されるものです。障がいの程度は、重い方から順に、1級・2級・3級に分けられ、有効期間は2年間です。精神障がい者に関するいろいろなサービスを受けるためには、原則として精神障害者保健福祉手帳の交付を受ける必要があります。

◆精神障害者保健福祉手帳が交付されるまで　（交付まで2か月ほどかかります）

（診断書による申請の場合）

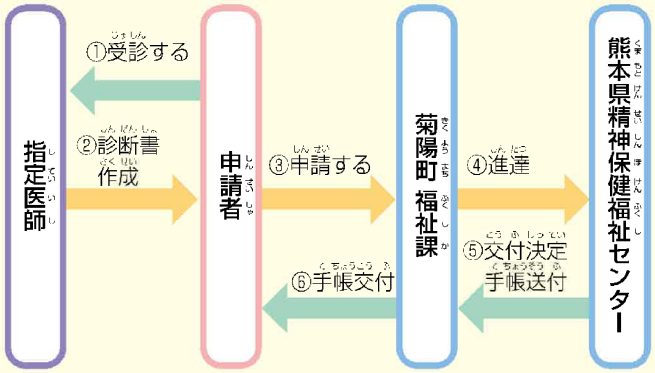

（年金証書等による申請の場合）

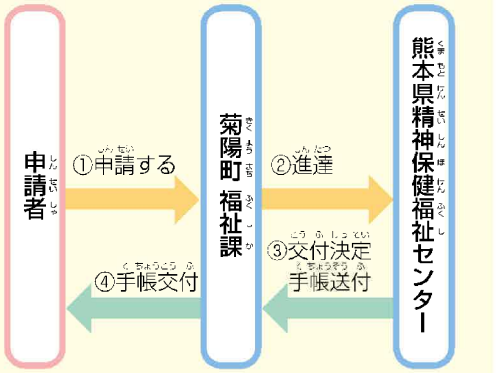

●**更　新**：精神障害者保健福祉手帳には、「有効期限」が記載されています。更新をされる場合は、「有効期限」の3か月前から更新の申請ができます。

※住所・氏名、障がいの程度や内容等に変更があった場合、手帳を紛失・破損した場合、死亡された場合は福祉課で手続きが必要になります。

申請に必要なもの

●申請書　●写真（たて4cm×よこ3cm、脱帽の上半身を写したもの。1年以内のもの）
●個人番号が確認できるもの（マイナンバーカードなど）
●①～③のうちいずれか
①指定医師の診断書
②精神障がいを受給事由とする障害年金の情報を照会するための同意書
③精神障がいを受給事由とする特別障害給付金の情報を照会するための同意書